



# 農作業×E

## 農薬を安全かつ適正に

### 使用しましょう

3月に入ると寒さも緩み、農薬を使用する機会が増えてきます。

農薬の使用にあたっては、農薬取締法において使用者が守るべき基準（農薬のラベル）が定められています。基準を守らないと薬害などの作物への障害だけでなく、農薬の残留基準値超過などの問題につながる危険があります。

農薬を使用する際は、以下の事項に注意し、安全・安心な農産物生産を行いますよう。

#### 1 農薬を使用する前に必ず以下の事項について確認しましょう

##### ① 農薬のラベルの確認

ラベルには、その農薬の適用作物、適用病害虫、希釈倍率、使用時期、使用回数等について使用基準が記載されています。使用基準は変更になる場合がありますので、必ず使用する農薬に記載されているラベルで確認しましょう。

##### □ 適用作物

表記されている農作物以外には使用できません。

##### □ 使用量・希釈倍率

表記されている量を越えた量や濃度での使用は禁止されています。

##### □ 使用時期

表記されている時期（収穫前日数）以外での使用は、農薬が残留する危険性があるため、絶対に行わないでください。

##### □ 使用回数

有効成分ごとの総使用回数が決まっています。商品名が異なる農薬や混合剤などにも同一の有効成分が含まれる場合があるので注意しましょう。

##### ② 散布器具の確認

農薬散布に使用するタンクやホース、散布ノズルの中に、前回に使用した農薬が残っていないか確認しましょう。

#### ③ 周辺作物の確認

散布予定ほ場の周辺に収穫間近の作物がないか確認しましょう。散布の際に、農薬が周辺作物に飛散（ドリフト）すると、その作物に農薬が残留する危険性があります。

#### 2 農薬を扱うときは適切な服装で使しましょう

農薬を使用するときは、作業服、帽子、マスク、保護メガネ、手袋等の適切な保護具を着用しましょう。

#### 3 農薬使用記録を必ずつけましょう

農薬を使用したら、使用した農薬名、年月日、場所、対象作物、使用量、希釈倍率、気象条件などを記録しましょう。

記録は、翌年の参考になるほか、適正に使用したことを示す重要な資料となります。

#### 4 農薬は鍵のかかる場所で保管しましょう

農薬は専用の鍵がかかる場所に保管しましょう。食品と一緒にしたり、小分けにすると、誤飲の恐れがあるので、絶対にしないでください。

ラベルにより、使用基準（適用農作物、使用量又は希釈倍率、使用方法、使用時期、使用回数等）を確認

農薬の登録を確認（特定農薬を除く）

農林水産省登録第〇〇〇号

作物名	適用病害虫名	希釈倍率	10㎡当たり使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	△△を含む農薬の総使用回数
きゅうり	灰色かび病	600倍	200～700ℓ	収穫30日前まで	3回以内	散布	3回以内
いちご	炭疽病	500倍	150～300ℓ	収穫7日前まで	4回以内	散布	4回以内

最終有効年月（西暦下2けた）18.12

有効年月以内であることを確認

同じ有効成分が、異なる商品に含まれる場合があるため、成分の総使用回数に注意

（大里農林振興センター 農業支援部）